

令和 7 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

鉾田市

市税につきましては、平素から格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋のほか、償却資産についても課税されます。償却資産の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年 1 月 1 日（賦課期日）現在、鉾田市内に所有している償却資産の状況を、市へ申告していただくことになっています。

つきましては、この『申告の手引き』をご参照の上、申告書を作成し、期限までに必ず提出（郵送可）してくださるようお願いいたします。

申告書提出期限 **令和 7 年 1 月 31 日（金）**

※期限間近になりますと窓口の混雑が予想されますので **1 月 24 日（金）**までにご提出くださいますようご協力をお願いいたします。

※窓口混雑緩和のため、可能な限り郵送または電子申告（eLTAX）による申告にご協力をお願いいたします。

郵送で提出される方で、申告書控用紙（受付印を押したもの）の返送が必要な場合は、申告書提出用紙と控用紙を別々に綴じた上で、切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封の無い場合は返送いたしかねます。また、申告期限間近になりますと、申告書の提出が殺到しますので、返送にお時間をいただく場合があります。

申請書提出先 及び 問い合わせ先	鉾田市役所 総務部 税務課 固定資産税係 〒311-1592 茨城県鉾田市鉾田 1444-1 TEL 0291-33-2111（内線 1181、1185） 開庁時間 8:30～17:15（土日祝日を除く）
------------------------	---

《 目 次 》

I 償却資産のあらまし	1
1 償却資産とは	1
2 償却資産の種類と具体例	1
3 業種別の主な償却資産	2
4 申告の対象とならない資産	3
5 国税との主な違い	3
6 少額資産の取扱い	4
7 リース資産の取扱い	4
8 建物附属設備にかかる償却資産と家屋との区分	5
II 固定資産税（償却資産）の課税について	6
1 納税義務者	6
2 税 額	6
3 課税標準額及び税率	6
4 課税標準額・税額の求め方	6
5 免 税 点	7
6 過年度更正	7
7 納 期 限	8
8 課税台帳の閲覧	8
9 実地調査のお願い	8
10 課税標準の特例、非課税について	8
11 減 免	10
12 再生可能エネルギー発電設備（太陽光発電設備等）の取り扱いについて	10
13 生産性向上特別措置法による償却資産の課税標準の特例について	11
III 償却資産の申告について	13
1 申告していただく方	13
2 申告の方法と提出書類	13
3 電算処理により、申告される場合	14
4 電子申告について	14
5 個人番号又は法人番号の記載について	14
6 提出方法	15
7 申告に際しての注意事項	15
8 償却資産申告に関する Q & A	16
9 申告書の記載例	18

I 償却資産のあらまし

1 償却資産とは

固定資産税の課税対象となる償却資産とは、毎年1月1日現在に所有する土地及び家屋以外の「事業の用に供することができる資産」で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもの(これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。)をいいます。

なお、「事業の用に供する」とは、必ずしも所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても、償却資産に該当することとなります。

また、次のような資産も事業の用に供することができる資産であれば申告が必要です。

- (1) 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
- (2) 耐用年数を経過した資産(償却済みの資産)
- (3) 建設仮勘定で経理されている資産
- (4) 遊休資産・未稼働資産
- (5) 赤字決算等の理由で減価償却を行っていない資産

2 償却資産の種類と具体例

次の表に示されている資産はごく一部のため、表にないものについては、これらの資産を参考に判断してください。

資産の種類			具体例
1	構 築 物	構 築 物	舗装路面、橋、ネットフェンス、駐車場(周壁がないもの)、門、塀、庭園、緑化施設、排水溝、看板、ビニールハウス、カーポート、下水道接続工事
		建 物 建物附属設備	①プレハブ等の建物で、基礎がないもの又は基礎がブロックの単体・木杭等で簡易な建物 ②建築設備のうちで償却資産として扱うもの(「8 建物附属設備にかかる償却資産と家屋との区分」P.5 参照) ③テナント(賃借人)の方が貸ビル・貸店舗等に取り付けた建物附属設備・内部造作等で、テナントの方に所有権が留保されているもの
2	機械及び装置		金属・印刷等の製造加工機械、土木建設機械(パワーショベル・ブルドーザー)・工作機械・木工機械等の各種産業機械、機械式駐車設備、耕運機などの農機具(車両を除く)、太陽光発電設備
3	船 舶		モーターボート、ヨット、ボート、遊覧船、漁船、作業船、一般船舶
4	航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー
5	車両及び運搬具		大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「0 及び 00～09、000～099、9 及び 90～99、900～999」のもの)、その他運搬車 ※ 自動車税・軽自動車税の対象となるものは除きます
6	工具、器具及び備品		机、椅子、ルームエアコン、冷蔵庫、自動販売機、ファクシミリ、陳列ケース、パソコン、LAN 配線、ロッカー、金庫、コピー機、医療機器、理・美容機器、各種工具、その他営業用備品

3 業種別の主な償却資産

業種別の主な償却資産を例示しますと、次のようになります。

業種	具体例
共 通	看板、エアコン、パソコン、LAN 設備、応接セット、福利厚生施設(寮、娯楽施設等)の構築物・器具備品、内装・内部造作(テナントの場合)等
不動産貸付業	駐車場舗装、浄化槽、緑化施設、擁壁、フェンス、自転車置場、屋外給排水・電気設備、エレベーター用受変電設備(キュービクル)、地ならし等の土地の造成又は改良のために要した費用(税務会計上構築物としているもの)、下水道接続工事等
農 業	農業用建物(ビニールハウス、倉庫、温室、堆肥舎等で土地に定着しておらず建物として評価されていないもの)、各種農機具(管理機、耕運機、乾燥機、脱穀機、粃摺り機等、ただし軽自動車税の課税客体は除く)、畦、かん水設備等
漁 業	漁船、船外機、GPS、魚群探知機、巻き上げ機、漁網、いけす等
建 設 業	大型特殊自動車(ブルドーザー、パワーショベル、フォークリフト等)、コンクリートカッター、破碎機、ミキサー、測量機器、発電機等
製 造 業	食料品製造設備、金属製品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機、特定の生産・業務用設備のための電気・ガス・空調設備等
小 売 業	冷蔵庫、冷凍庫、レジスター、自動販売機、陳列ケース、陳列棚、陳列台、日よけ等
飲 食 業	厨房設備、冷蔵庫、冷凍庫、製氷機、放送設備、カラオケセット、テレビ、レジスター、テーブル、イス、日よけ等
娯 楽 業	パチンコ台、パチスロ台、ゲーム機、両替機、玉貸機、カード発行機、島台、店内放送設備、防犯監視設備等
医 業・歯 業	各種医療機器(X線装置、CT装置、MRI装置、心電計、血圧計、医療用ベッド、手術台、分娩台、歯科診療ユニット等)、キャビネット、厨房設備等
理容・美容業	理容・美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、消毒殺菌機、パーマ器、ドライヤー、サインポール、テレビ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、ビニール包装設備、ボイラー、スリーブ等
ガソリン販売業	ガソリン計量機、独立キャノピー、地下タンク、洗車機、カーワッシャー等
自動車整備業	プレス、オートリフト、オイルチェンジャー、コンプレッサー、ジャッキ、チェンブロック、測定・検査工具、ホーニング、溶接機等
宿 泊 業	ルームインジケータ設備、調光設備、放送設備、洗濯設備、カラオケセット、カーテン、テレビ、ベッド、冷蔵庫等
ゴルフ練習場	ネット設備、芝刈機、ボール洗浄機、ボール自動貸出機、照明設備等
精 米 業	精米機、調質装置、混米機等

※ 事業者が個人でも申告対象となります。

4 申告の対象とならない資産

- (1) 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの
- (2) 生物(観賞用・興行用生物を除く)
- (3) 無形減価償却資産(商標権、営業権、ソフトウェア等)
- (4) 耐用年数が1年に満たないもの(使用可能期間が1年未満のもの)
- (5) 繰延資産(開業費・試験研究費等)
- (6) 棚卸資産(貯蔵品・商品等)
- (7) 美術品等で取得価額が1点 100 万円以上であるもの(ただし、時の経過によりその価値が減少することが明らかなものを除く)

5 国税との主な違い

項 目	地方税の取扱い (固定資産税(償却資産))	国税の取扱い (法人税・所得税)
償却計算の期間	暦年(賦課期日制度)	事業年度(決算期)
減価償却の方法	定率法のみ ※減価率は、固定資産評価基準別表第 15「耐用年数に応ずる減価率表」に規定 ※法人税法等の「旧定率法」で使用する償却率と同様	【平成 19 年 3 月 31 日以前取得】 旧定率法、旧定額法の選択制 (建物については旧定額法) 【平成 19 年 4 月 1 日以後取得】 定率法、定額法の選択制 (建物については定額法) ※平成 28 年 4 月 1 日以降取得の建物付属設備・構築物は定額法のみ
前年中の新規取得資産	半年償却(1/2)	月割償却
圧縮記帳 (注1)	認められません (圧縮前の取得価額で申告)	認められます
特別償却・割増償却	認められません	認められます(租税特別措置法)
増加償却 (注2)	認められます	認められます(所得税法・法人税法)
評価額の最低限度	取得価額の 100 分の 5	備忘価額(1 円) まで
改良費 (資本的支出)	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)	原則区分評価
中小企業等の少額償却 資産の取得価額の損金 算入の特例	認められません	認められます

(注1) 圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金で取得した資産等で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

(注2) 増加償却又は陳腐化資産の一時償却所得税法若しくは法人税法の規定による増加償却又は陳腐化償却の一時償却を行った資産については、償却資産の評価上控除額の加算を行います。

なお、増加償却の場合は税務署長への届出書の写しを、陳腐化償却の一時償却の場合は国税局長の承認通知書の写しを申告書に添付してください。

6 少額資産の取扱い

償却資産において申告の対象から除外する、いわゆる「少額資産」については、地方税法の規定により、取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの又は取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年で一括償却したもの及びリース資産で取得価額 20 万円未満のもののみをいいます。

このことから、租税特別措置法を適用して損金算入した資産については、償却資産の申告の対象となります。取得価額が同じでも、償却資産の申告が必要かどうかについては、償却方法の選択によって異なります。

下の表で○のついた資産は、申告が必要となりますのでご注意ください。

取得価額 償却方法	10 万円未満	10 万円以上 20 万円未満	20 万円以上 30 万円未満	30 万円以上
個別減価償却資産	○	○	○	○
中小企業の償却資産特例 租税特別措置法第 28 条の 2、第 67 条の 5 旧租税特別措置法第 67 条の 8 ほか	○ (注 1)	○	○	
一時損金算入 法人税法施行令第 133 条 所得税法施行令第 138 条	×			
3 年一括償却 法人税法施行令第 133 条の 2 第 1 項 所得税法施行令第 139 条第 1 項	×	×		
リース資産(ファイナンス・リース) 法人税法第 64 条の 2 第 1 項 所得税法第 67 条の 2 第 1 項	×	×	○	○

(注 1) 中小企業特例を適用できるのは、平成 18 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得した資産です。ただし、取得価額が 10 万円未満で中小企業特例を適用できるのは、平成 15 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までに取得した資産となります。

7 リース資産の取扱い

原則として、リース会社等(貸主)が納税義務者となりますが、契約の内容によっては異なる場合がありますのでご注意ください。

リース契約内容	申告する人
通常の賃貸借契約によるリース (所有権移転外ファイナンスリース等)	貸主
売買にあたるようなリース (所有権留保付売買として扱うリース等)	借主

※ 平成 20 年 4 月 1 日以降に締結された「所有権移転外ファイナンスリース取引」については、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱われることとなりましたが、固定資産税(償却資産)においては、従前のとおり所有者であるリース会社等(貸主)が申告する必要があります。

※ 所有権移転外ファイナンスリース取引の賃貸人が所有するリース資産で、取得価額が 20 万円未満のものは申告対象になりません。

8 建物附属設備にかかる償却資産と家屋との区分

家屋には、電気設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備が取り付けられていますが、家屋の評価に含まれないものは、償却資産として取扱いますので漏れなく申告してください。

家屋として扱うもの

- ・ 家屋の所有者が所有する建築設備で、「家屋と構造上一体」となり「その家屋の効用を高めるもの」

償却資産として扱うもの

- ・ 構造的に家屋と一体でないもの(屋外給水塔、独立煙突、簡単に取り外して移動できるもの等)
- ・ 独立した機械・装置としての性格が強いもの(受変電設備、電話交換機等)
- ・ 工場等における特定の生産または業務の用に供されるもの(電気設備、ガス設備等)
- ・ サービス設備としての性格が強いもの(ホテル・病院等の厨房設備、洗濯設備等)

＜家屋と償却資産の区分＞

- ・ 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合もあります。
- ・ 「家屋に含めるもの」については、「家屋に取り付けられ、家屋と構造上一体となって」いることに特に留意を要します。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発電設備	自家用発電設備・受変電設備	
動力配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外のもの
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、分電盤及び分電盤から内側の配線・配管
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線等
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	
消火装置	消火栓設備のホース、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	中央監視制御装置	
避雷設備、換気設備、衛生設備		設備一式
し尿浄化槽設備	右記以外の設備	家屋と一体となっている設備
ガス設備、給排水設備	特定の生産又は業務用設備、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房設備(エアコン)	ルームエアコンのように取り外しが可能なもの	家屋と一体となっているエアコン
厨房設備、洗濯設備	接客の求めに応じる(百貨店、旅館、飲食店、病院等)サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	工場用ベルトコンベアー、垂直型連続運搬装置	エレベーター、リフト、エスカレーター設備
間仕切	つい立て程度のもの	容易に取り外せないもの

※ テナントビルに入居している事業者(賃借人)の方が貸ビル・貸店舗等に取り付けた建物附属設備・内部造作等で、賃借人に所有権が留保されているものは、賃借人が償却資産として申告してください。

Ⅱ 固定資産税(償却資産)の課税について

1 納税義務者

令和 7 年 1 月 1 日現在の償却資産の所有者(償却資産を賃貸している場合も含む)です。

2 税 額

課税標準額 (1,000 円未満切捨て)	×	税 率 1.4 / 100	=	税 額 (100 円未満切捨て)
-------------------------	---	------------------	---	---------------------

※ 課税標準額が 150 万円未満の場合は、課税されませんが、申告は必要となります。

3 課税標準額及び税率

課税標準額は、令和 7 年 1 月 1 日現在の評価額の合計で、税率は 1.4 / 100 です。

4 課税標準額・税額の求め方

資産の取得年	評 価 額
前年中に取得した資産	$\frac{\text{取得価額} \times (1 - r \times \frac{1}{2})}{\text{小数点第 3 位未満切捨て}}$
前年前に取得した資産	前年度評価額 $\times (1 - r)$

※ r ……耐用年数に応じた減価率(下表)

- ・ 初年度の評価額は、取得月にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。
- ・ 評価額の最低限度は、取得価額の 5 / 100 です。

減価残存率表 …… 固定資産評価基準 別表第 15 耐用年数に応ずる減価率表 抜粋

耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率		耐用年数	減価率	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		$1 - r/2$	$1 - r$			$1 - r/2$	$1 - r$			$1 - r/2$	$1 - r$
—	—	—	—	11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955

※ 「固定資産評価基準」とは、地方税法第 388 条に基づく総務大臣の告示です。

※ 耐用年数は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表 1、2 及び 5、6 が適用されますが、例外として次の耐用年数も適用されます。

- ① 中古見積耐用年数 … 同省令第 3 条の規定により見積もった耐用年数
- ② 短縮耐用年数 … 法人税法施行令第 57 条の規定により耐用年数の短縮について、国税局長の承認を受けたときは当該耐用年数

《令和 7 年度税額算出計算例(概算)》 ※下線部分の端数処理は、小数点以下第 4 位を四捨五入。

資産の名称	取得年月	取得価額	耐用年数	減価率	令和 6 年度評価額
舗装路面 (コンクリート敷)	R6 年 9 月	3,700,000 円	15 年	0.142	$3,700,000 \text{ 円} \times (1 - \underline{0.142} \times 1/2)$ $= 3,700,000 \text{ 円} \times 0.929$ $= 3,437,300 \text{ 円 (令和 7 年度評価額)}$
ルームエアコン	R5 年 2 月	700,000 円	6 年	0.319	$700,000 \text{ 円} \times (1 - \underline{0.319} \times 1/2)$ $= 700,000 \text{ 円} \times 0.840$ $= 588,000 \text{ 円 (令和 6 年度評価額)}$ $588,000 \text{ 円} \times (1 - 0.319)$ $= 588,000 \text{ 円} \times 0.681$ $= 400,428 \text{ 円 (令和 7 年度評価額)}$

評価額の合計 = 3,437,300 円 + 400,428 円 = 3,837,728 円
= 決定価格の合計 = 課税標準額 (課税標準の特例を受ける資産がない場合)

1,000 円未満を切り捨てます。 3,837,728 円 ⇒ 3,837,000 円 (課税標準額)

税率をかけます。 3,837,000 円 × 0.014 = 53,718 円

100 円未満を切り捨てます。 53,718 円 ⇒ 53,700 円 (税額)

5 免税点

銚田市内に同一人物が所有する償却資産の課税標準額の合計額が 150 万円未満の場合は課税されません。

6 過年度更正

今回の申告で、令和 6 年 1 月 1 日以前に取得又は除却していた、もしくは、訂正がある場合、申告していただいた年度だけでなく、資産を取得された翌年度まで遡及することになります。ただし、地方税法第 17 条の 5 第 5 項の規定により、最大 5 年を限度とします。なお、遡って課税する年度の納期限は 1 回となります。

7 納期限

1 期(全期)	令和 7 年 6 月 2 日(月)
2 期	令和 7 年 7 月 31 日(木)
3 期	令和 7 年 12 月 25 日(木)
4 期	令和 8 年 3 月 2 日(月)

8 課税台帳の閲覧

これまで申告された資産の一覧や、課税標準額、税額などを記した課税台帳の新年度分は、令和 7 年 4 月 1 日(火)からの予定で、銚田市役所税務課・旭市民センター総合窓口グループ・大洋市民センター総合窓口グループにおいて、関係者に対して閲覧に供します。(土曜日・日曜日・祝日を除く。)

閲覧の際には、マイナンバーカードや運転免許証など、本人確認ができるもの(代理の方の場合は委任状)をお持ちください。

9 実地調査協力をお願い

お持ちの資産を確認するため、地方税法第 353 条及び第 408 条に基づいて実地調査を行う場合、資料の提出や訪問調査をお願いすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

また、地方税法第 354 条の 2 に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。上記の調査により更正が必要となった場合、資産の取得時期に応じて、現年度分を含め 5 年度分遡及して税額の再計算を行います。

10 課税標準の非課税、特例について

地方税法や同法附則で規定する一定の要件に該当するものは、非課税や課税標準の特例が適用されます。該当すると思われる資産がありましたら、償却資産申告書(表紙)の備考欄及び種類別明細書(増加資産・全資産用)の摘要欄に、『非課税該当』又は『特例該当(適用条項)』と記入してください。

(1) 非課税

地方税法第 348 条および同法附則第 14 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税非課税規定の適用申請書」をご請求の上、必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

(2) 課税標準の特例

地方税法第 349 条の 3、同法附則第 15 条及び旧第 64 条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有されている方は、「固定資産税(償却資産)課税標準の特例に係る届出書」をご請求の上、必要事項を記入し、特例内容に係る資料とともにご提出ください。

◆課税標準の特例の対象となる償却資産(一部抜粋) ※法…地方税法、条例…銚田市税条例

適用条項	特例対象資産等			特例率	
法第 349 条の 3 第 2 項	一般ガス導管事業者（特別一般ガス導管事業者を除く。）が新設したガスの製造及び供給の用に供する償却資産			最初の 5 年度 1/3 その後の 5 年度 2/3	
法第 349 条の 3 第 27 項 条例第 61 条の 2 第 1 項	家庭的保育事業の認可を得た者が直接当該事業の用に供する償却資産			1/2	
法附則第 15 条第 25 項 条例附則第 10 条の 2 第 10 項～第 20 項	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法に規定する一定の再生可能エネルギー発電設備（令和2年4月1日～令和8年3月31日取得分）	太陽光発電設備 （10Kw 以上）	1,000kW 未満	最初の 3 年度 2/3	
			1,000kW 以上	最初の 3 年度 3/4	
		風力発電設備	20kW 未満	最初の 3 年度 3/4	
			20kW 以上	最初の 3 年度 2/3	
		地熱発電設備	1,000kW 未満	最初の 3 年度 2/3	
			1,000kW 以上	最初の 3 年度 1/2	
		バイオマス 発電設備	10,000kW 未満	最初の 3 年度 1/2	
			10,000kW 以上 20,000kW 未満	最初の 3 年度 2/3	
			10,000kW 以上 20,000kW 未満 で一般木質・農作物残さ区分に該当するもの	最初の 3 年度 6/7 （令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 8 月 3 月 31 日 取得分のみ）	
		水力発電設備	5,000kW 未満	最初の 3 年度 1/2	
5,000kW 以上	最初の 3 年度 3/4				
旧法附則第 15 条第 41 項	中小事業者等 が中小企業等	平成 30 年 6 月 6 日～令和 3 年 3 月 31 日取得分（事業用家屋、構築物は除く。）		最初の 3 年度 ゼロ	
旧法附則第 64 条		令和 3 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日取得分		最初の 3 年度 ゼロ	
法附則第 15 条第 44 項	経営強化法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した償却資産	賃上げの表明	有	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日 取得分	最初の 3 年度 1/2
			無	令和 5 年 4 月 1 日～ 令和 6 年 3 月 31 日 取得分	最初の 5 年度 1/3
				令和 6 年 4 月 1 日～ 令和 7 年 3 月 31 日 取得分	最初の 4 年度 1/3

11 減免

災害その他の事故により著しく損傷した資産等、銚田市税条例で定める要件を備えた資産は、申請により固定資産税が減免となる場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

12 再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備等)の取り扱いについて

太陽光発電設備等を遊休地や事業用家屋の屋根等に設置した場合、または、住宅用家屋であっても 10 kW以上の発電設備等は、事業用資産として固定資産税(償却資産)の課税対象となりますので、償却資産の申告が必要となります。

ただし、家屋として固定資産税の課税対象となっている建材型ソーラーパネルについては、申告の必要はありません。

また、一定の要件を満たす設備には、以下のとおり課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。

(1) 設置者及び発電規模別課税区分

設置者	10kW 以上の発電設備 (余剰売電・全量売電)	10kW 未満の発電設備 (余剰売電)	自家消費型※
個人(住宅用)	事業用資産となるため、 <u>課税の対象となり、申告が必要です。</u>	事業用資産とはなりませんので、 <u>課税対象にはなりません。</u>	
個人(事業用)	個人であっても事業用資産である場合は、発電出力量や全量売電・余剰売電・自家消費型にかかわらず <u>課税の対象となり、申告が必要です。</u>		
法人	事業用資産となるため、発電出力量や全量売電・余剰売電・自家消費型にかかわらず <u>課税の対象となり、申告が必要です。</u>		

※一般的に産業建物などに設置するものであり、固定価格買取制度認定を受けず、また電力会社などに売電せず、自己もしくは賃貸の工場や店舗などの電気料金などを直接消費(削減)するための設備

(2) 特例適用に係る提出書類

課税標準の特例の適用にあたっては、償却資産申告書及び種類別明細書とともに以下の書類を提出してください。

○固定価格買取制度の認定を受けた風力・水力・地熱・バイオマス発電設備

①固定資産税(償却資産)の課税標準の特例に係る届出書

②再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し

○再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備

(固定価格買取制度の認定を受けた太陽光発電設備は、特例の適用がありません。)

①固定資産税(償却資産)の課税標準の特例に係る届出書

②再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金交付決定通知書の写し

13 生産性向上特別措置法による償却資産の課税標準の特例について

生産性向上特別措置法に基づき、中小事業者等(資本金1億円以下など)が、市の「導入促進基本計画」に沿った「先端設備等導入計画」の認定を受けて取得した新規の機械及び装置等について、一定の要件を満たす設備には、下記のとおり課税標準の特例が適用され、税負担が軽減されます。

(1) 特例措置の対象となる中小企業者等

租税特別措置法に規定する中小企業者及び中小事業者をいいます。

- ① 資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人
- ② 資本金もしくは出資金を有しない法人のうち、常時使用する従業員数が1,000人以下の法人
- ③ 常時使用する従業員数が1,000人以下の個人

(2) 対象設備の要件

○旧地方税法附則第15条第41項及び旧地方税法附則第64条に係る特例

下表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

【償却資産】

- ・要件①：生産性向上に資するものの指標が旧モデルと比較して年平均1%以上向上するもの
- ・要件②：生産、販売活動等に直接使用する設備であること
- ・要件③：中古資産でないこと

【事業用家屋】

- ・要件①：新築の家屋であること
- ・要件②：家屋の内外に生産性向上(年平均1%以上)要件を満たす設備等が一体となって設置されること
- ・要件③：設置させる先端設備の取得価額が300万円以上であること

<対象設備>

資産の種類	取得価額	販売開始時期	取得時期
機械及び装置	160万円以上	10年以内	平成30年6月6日から 令和5年3月31日まで
測定・検査工具	30万円以上	5年以内	
器具・備品	30万円以上	6年以内	
建物付属設備(償却資産として課税されるものに限る)	60万円以上	14年以内	
構築物	120万円以上	14年以内	令和2年4月30日から
事業用家屋	120万円以上	-	令和5年3月31日まで

○地方税法附則第15条第44項及に係る特例

下表の対象設備のうち、以下の要件を満たすもの

【償却資産】

- ・要件① 年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれる、投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
- ・要件② 生産、販売活動等に直接使用する資産であること
- ・要件③ 中古資産でないこと

<対象設備>

資産の種類	取得価額	取得時期
機械及び装置	160 万円以上	令和 5 年 4 月 1 日から 令和 7 年 3 月 31 日まで
測定・検査工具	30 万円以上	
器具・備品	30 万円以上	
建物付属設備(償却資産として課税されるものに限る)	60 万円以上	

※ファイナンス・リースは対象となりますが、オペレーティング・リースは対象外です。

(3) 特例適用に係る提出書類

課税標準の特例の適用にあたっては、償却資産申告書及び種類別明細書とともに以下の書類を提出してください。

○旧地方税法附則第 15 条第 41 項及び旧地方税法附則第 64 条に係る特例

- ①固定資産税(償却資産)課税標準の特例に係る届出書
- ②先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ③先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ④工業会等による、生産性向上に係る要件を満たすことの証明書の写し
(中小企業等経営強化法の経営力向上設備等及び生産性向上特別措置法の先端設備等に係る生産性向上要件証明書)
- 《リース資産で、リース会社が申告を行う場合に必要な追加書類》
- ⑤リース契約書の写し
- ⑥公益社団法人リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し

○地方税法附則第 15 条第 44 項及に係る特例

- ①固定資産税(償却資産)課税標準の特例に係る届出書
- ②先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し
- ③先端設備等導入計画に係る認定書の写し
- ④認定経営革新等支援機関(商工会等)による投資計画に関する事前確認書の写し
- 《賃上げ方針を表明する場合に必要な追加書類》
- ⑤従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面(写し)
- 《リース契約で設備を取得した場合に必要な追加書類》
- ⑥リース事業協会が確認した軽減額計算書、リース契約書の写し

■生産性向上特別措置法による支援の詳細については、中小企業庁ホームページでご確認ください。

(<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/seisansei/index.html>)

■先端設備等導入計画については、銚田市商工観光課が窓口になります。

(<http://www.city.hokota.lg.jp/page/page005785.html>)

Ⅲ 償却資産の申告について

1 申告していただく方

毎年 1 月 1 日現在、事業(製造業、販売業、建設業、サービス業、不動産業等のすべての事業)の用に供することができる償却資産を銚田市内に所有している方、又は、これらの資産を銚田市内で他に貸し付けている方です。

なお、申告済の資産に増減がない方も、申告書は必ず提出してください。

2 申告の方法と提出書類

- はじめて申告される方 … 全ての償却資産を申告してください。

申告していただく方	提出書類			記入上の注意事項
	申告書	増加資産・ 全資産用	減少資産用	
初めて申告される方	○	○		所有者コードを記入してください
新たに事業を開始された方	○	○		所有者コードを記入してください
該当する資産がない方	○			償却資産申告書 18 備考欄に記載の 「3. 該当資産なし」に○を付けてください

- 前年度以前に申告された方 … 資産の増減を申告してください。

申告していただく方	提出書類			記入上の注意事項
	申告書	増加資産・ 全資産用	減少資産用	
増加した資産があった方	○	○		所有者コードを記入してください
減少した資産があった方	○		○	所有者コード及び抹消コードを記入してください
資産の増減がなかった方	○			償却資産申告書 18 備考欄に記載の 「2. 資産増減なし」に○を付けてください
該当する資産がない方	○			償却資産申告書 18 備考欄に記載の 「3. 該当資産なし」に○を付けてください
廃業・解散・廃止等された方	○			償却資産申告書 18 備考欄に記載の 「4. 廃業・解散・転出・移転等」に○を付けて、異動年月日を記入してください

※ 法人にあっては特に決算期以降の増加・減少資産について、漏れのないようにご注意ください。

3 電算処理により、申告される場合

毎年度、全資産申告の形式が必要です

4 電子申告について

電子申告される場合、eLTAX のホームページ(<https://www.eltax.lta.go.jp>)により、電子証明書等の取得、利用の届出などの手続きを行った上でご申告ください。

なお、eLTAX による電子納税は利用できません。

※ eLTAX を利用して全資産申告をした場合、内容確認のため、後日、増加資産又は減少資産種類別明細書の提出をお願いすることがあります。お手数をおかけしますが、ご協力ください。

※ 技術的なお問い合わせは、地方税共同機構へお願いします。

電話 0570-081459（左記でつながらない場合は 03-5521-0019）

5 個人番号又は法人番号の記載について

マイナンバー制度の開始に伴い、提出する償却資産申告書へ個人番号又は法人番号の記載が必要となりましたので、ご協力をお願いいたします。個人番号が記載された申告書をご提出いただく際は、番号法に定める本人確認（番号確認と身元確認）を行いますので、以下の確認資料をご用意ください。郵送で提出される場合又はご本人以外の方が提出される場合は、確認書類の写しを添付してください。

マイナンバーの記載がない場合でも、申告書は有効なものとして受理いたします。また、個人番号記載の申告書について、確認資料の不備等により本人確認ができない場合は、個人番号の記載がないものとして受理いたしますので、ご了承ください。

なお、eLTAX(電子申告)による申告の場合、本人確認資料の添付は不要です。また、法人番号を記載した申告書を提出いただく際も本人確認資料の添付は不要です。

《本人が個人番号の記載された申告書を提出する場合》

	番号確認資料	身元確認資料
窓口・郵送	<u>下記のうち 1 点</u> ・マイナンバーカード(裏面) ・通知カード(通知カードに記載された氏名・住所等が、住民票と一致しているものに 限ります) 等	<u>下記のうち 1 点</u> ・マイナンバーカード(表面) ・運転免許証 等

《本人の代理人が個人番号の記載された申告書を提出する場合》

	代理権確認資料	代理人の身元確認資料	本人の番号確認資料
窓口・郵送	<u>下記のうち 1 点</u> ・委任状 ・税務代理権限証書 ・戸籍謄本(法定代理人の 場合) 等	<u>下記のうち 1 点</u> ・代理人のマイナンバーカ ード(表面) ・代理人の運転免許証 等	<u>下記のうち 1 点</u> ・本人のマイナンバーカード (裏面) ・本人の通知カード(通知カ ードに記載された氏名・住 所等が、住民票と一致して いるものに限ります) 等

6 提出方法

銚田市税務課固定資産税係へ持参されるか、郵送してください。(eLTAX による電子申告を除く)

郵送による申告で、受付印のある申告書控用紙が必要な場合は、申告書提出用紙と控用紙を別々に綴じた上で、切手を貼った返信用封筒を同封してください。同封の無い場合は返送いたしかねます。

また、申告期限間近になりますと、申告書の提出が殺到しますので、返送にお時間をいただく場合があります。

7 申告に際しての注意事項

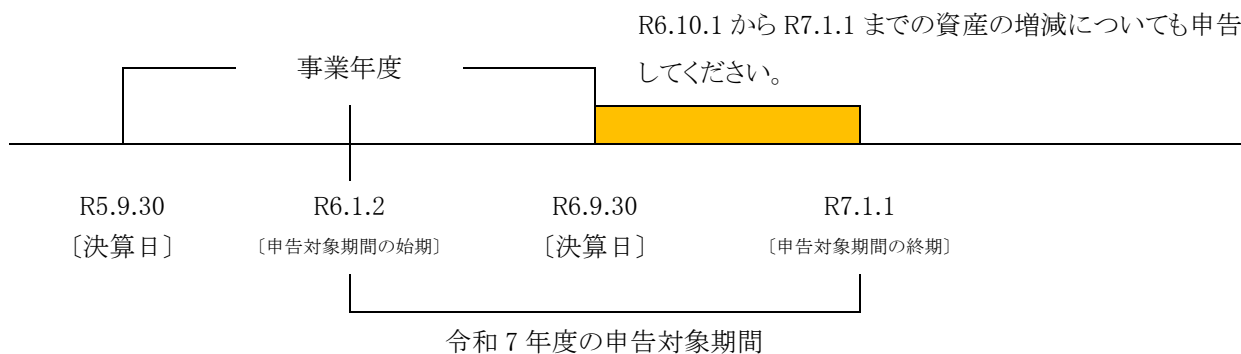
(1) 次の点に特に注意してください。

- ① 本年度の課税標準額が免税点未満になると判断される場合でも、申告してください。
- ② 法人成り・解散・事業所閉鎖等の場合は、その旨と異動年月を記入してください。
- ③ 私製様式での申告により、耐用年数等の訂正をされる場合は、訂正箇所を明記してください。
- ④ 改良費は本体部に加算せず、別個の資産として申告(耐用年数は本体部に同じ)してください。
- ⑤ 消費税の取扱いについて、税込処理の場合は税込価格を、税抜処理の場合は税抜価格を、それぞれ取得価額としてください。
- ⑥ 補助金等の交付を受けて取得し、圧縮記帳している資産については、本来の価格(圧縮しない額)で申告してください。

(2) 固定資産税の賦課期日(1月1日)と事業年度との関係

決算日から賦課期日までの資産の増減についても、申告漏れのないように注意してください。

〈例〉



(3) 申告義務違反に対する措置

正当な理由がなく申告されない場合は、地方税法第 386 条の規定により過料を科せられることがあるほか、同法第 368 条の規定により不足税額に加えて延滞金が徴収されることがあります。

また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法第 385 条の規定により罰金等を科せられることがあります。

(4) その他

用紙の不足分については、銚田市税務課固定資産税係に請求してください。

また、銚田市ホームページからダウンロードすることができます。(裏表紙参照)

8 償却資産申告に関するQ&A

Q 償却資産は、なぜ申告しなければいけないのですか？

A 償却資産は土地・家屋のような登記制度がないため、地方税法第 383 条の規定により、所有者は毎年 1 月 1 日現在(賦課期日)の資産を申告する義務があります。

Q 毎年、税務署へ確定申告していますが、市役所に申告しないといけないですか？

A 申告が必要となります。税務署への申告は国税に関するもので、市役所への申告は固定資産税(償却資産)に関するものです。

Q 資産の内容に変更がなくても申告しないといけないのですか？

A 申告してください。償却資産申告書の右下の備考欄の「2 資産増減なし」の番号を○で囲んでください。

Q 耐用年数を経過し、残存簿価1円まで減価償却が終わった減価償却資産も、固定資産税の課税対象である償却資産に該当しますか？

A 法人税法又は所得税法上、減価償却が終わり残存簿価だけが計上されている資産についても、本来減価償却できる資産に変わりなく、その資産が事業の用に供することができる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。なお、評価額の最低限度額は、取得価額の 5%に相当する額です。

Q 近年業績不振による赤字が続いているため、当期の決算では減価償却を行わないこととしました。このような減価償却を行っていない資産に対しても固定資産税は課されますか？

A 現実に減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、固定資産税の課税客体となります。

Q アパートを経営しています。償却資産申告の必要がありますか？

A 申告の必要があります。

アパートの外構工事や外周フェンス、駐車場のアスファルト舗装、屋外給排水設備等は償却資産の対象となります。

Q 店舗を借りて事業をしています。内装は誰が申告するのですか？

A テナント等が取り付けた内部造作等は、テナント側が償却資産の申告をしてください。

Q 事業を廃業しました。償却資産の申告は必要ですか。

A 申告書で廃業された旨を申告してください。

Q フォークリフトを購入しました。償却資産として申告する必要がありますか？

A 道路運送車両法の適用を受ける自動車のうち大型特殊自動車については、償却資産の課税対象になります。自動車税の課税対象になる自動車、軽自動車税の課税対象となる原動機付自動車・軽自動車・小型特殊自動車については償却資産の課税対象にはなりません。

Q リース資産は、申告対象になりますか？

A 基本的にリース会社に申告していただきます。

ただし、リース期間終了後、無償で譲渡されることを条件に借りている場合や割賦販売の場合は、借主が申告することになります。

Q 太陽光発電設備を設置しましたが、償却資産を申告する必要がありますか？

A 遊休地や屋根の上などに設置し、事業用資産に該当する場合、償却資産の申告対象になります。

ただし、発電出力 10kW 未満の太陽光発電設備を個人が住居用の屋根の上などに設置し、発電された電気を自分の住まいの電気に充て、残った電気を電力会社に売却する場合は、事業用資産に該当しないため、申告は不要です。また、太陽光パネルを家屋に一体の建材(屋根材)として設置されている場合、家屋の評価対象になるため、申告は不要です。申告の対象となる方は、10 頁「12 再生可能エネルギー発電設備(太陽光発電設備等)の取り扱いについて」もご覧ください。

Q 先端設備等導入計画の認定前に取得した設備は、特例措置を受けることができますか。

A 本特例措置の対象設備は、先端設備等導入計画の認定後に取得することが必須です。計画の認定前に取得した設備は特例措置を受けることができません。

Q 年の途中で閉店等した場合、償却資産の固定資産税はどうなりますか。

A 固定資産税は、土地・家屋と同様に償却資産についても毎年 1 月 1 日現在(賦課期日)所有している方に課税されます。このため、年の途中で閉店等したとしてもその年の固定資産税の納付をお願いします。

Q 中古資産を取得した場合、申告時の耐用年数はどのようにしたらよいですか。

A 耐用年数は、原則として法定耐用年数によりますが、中古資産を取得した場合、残りの使用可能期間を見積り、これを耐用年数とすることができるため、その「見積耐用年数」で申告していただくことになります。なお、見積りが困難な場合は、次の簡便法によって求めることができます。

(イ) 法定耐用年数の全部を経過した中古資産

$$\text{残存耐用年数} = \text{法定耐用年数} \times 20\%$$

(ロ) 法定耐用年数の一部を経過した中古資産

$$\text{残存耐用年数} = (\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + \text{経過年数} \times 20\%$$

※ 1年未満の端数があるときは切り捨て、2年に満たないときは2年にします。

市税の納付には便利な口座振替を

市税を指定口座から自動的に振り替えて納めることができます。

【取扱金融機関】 常陽銀行、筑波銀行、東日本銀行、水戸信用金庫、茨城県信用組合、ほこた農業協同組合、茨城旭村農業協同組合、ゆうちょ銀行 の各本店・支店

【申込手続き】 預金通帳及び通帳印をご持参の上、専用の申込用紙でお申し込みください。

※ 申込用紙は、鉾田市内金融機関に備え付けてあります。鉾田市外の金融機関でお手続きいただく場合は、事前に市役所収納課まで申込用紙をご請求ください。

令和7年1月12日

令和7年度

※所有者コード

受付印

住所

氏名

住所・氏名等を変更された方は、
見え難くして訂正してください。

ほこたしほこたし
つくりや
造谷605-3
銚田市銚田1444-1

マインパー個人(12桁)法人(13桁)
記載すること。また、番号確認資料及び身元
確認資料の添付をお願いします。

建設機械製造業
(資本金等の額)
(100百万円)

事業開始
年 月
平成 24 年 5 月

この申告に
応募する者
の係及び
氏名
経理課 銚田 花子
(電話 0291-33-2111)

税理士等
の氏名
銚田 次郎
(電話 0291-33-2111)

1 構築物

2 機械及び装置

3 船舶

4 航空機

5 車両及び運搬用具

6 工具、器具及び備品

7 合計

前年取得したもの(イ)

前年中に減少したもの(ロ)

前年中に取得したもの(ハ)

計(イ)-(ロ)+(ハ)

評価額

決定価格

課税標準額

資産の種類

評価額

決定価格

課税標準額

1 構築物

2 機械及び装置

3 船舶

4 航空機

5 車両及び運搬用具

6 工具、器具及び備品

7 合計

15 市(区)町村内

16 借入資産

17 事業所用家屋の所有区分

18 備考(添付書類等)

1 銚田市銚田1444-1

2 銚田市造谷605-3

3 等資産の所在地

16 借入資産 (有・無)

17 事業所用家屋の所有区分 自己所有 借家

18 備考(添付書類等)

8 縮短耐用年数の承認

9 増加償却の届出

10 非課税該当資産

11 課税標準の特例

12 特別償却又は圧縮記帳

13 税務会計上の償却方法

14 青色申告

有・無

有・無

有・無

有・無

有・無

定額法 有・無

1 住所

2 氏名

3 氏名

4 氏名

5 氏名

6 氏名

7 氏名

8 氏名

9 氏名

10 氏名

11 氏名

12 氏名

13 氏名

14 氏名

15 氏名

16 氏名

17 氏名

18 氏名

19 氏名

20 氏名

21 氏名

22 氏名

23 氏名

24 氏名

25 氏名

26 氏名

27 氏名

28 氏名

29 氏名

30 氏名

31 氏名

32 氏名

33 氏名

34 氏名

35 氏名

36 氏名

37 氏名

38 氏名

39 氏名

40 氏名

41 氏名

42 氏名

43 氏名

44 氏名

45 氏名

46 氏名

47 氏名

48 氏名

49 氏名

50 氏名

51 氏名

52 氏名

53 氏名

54 氏名

55 氏名

56 氏名

57 氏名

58 氏名

59 氏名

60 氏名

61 氏名

62 氏名

63 氏名

64 氏名

65 氏名

66 氏名

67 氏名

68 氏名

69 氏名

70 氏名

71 氏名

72 氏名

73 氏名

74 氏名

75 氏名

76 氏名

77 氏名

78 氏名

79 氏名

80 氏名

81 氏名

82 氏名

83 氏名

84 氏名

85 氏名

86 氏名

87 氏名

88 氏名

89 氏名

90 氏名

91 氏名

92 氏名

93 氏名

94 氏名

95 氏名

96 氏名

97 氏名

98 氏名

99 氏名

100 氏名

101 氏名

102 氏名

103 氏名

104 氏名

105 氏名

106 氏名

107 氏名

108 氏名

109 氏名

110 氏名

111 氏名

112 氏名

113 氏名

114 氏名

115 氏名

116 氏名

117 氏名

118 氏名

119 氏名

120 氏名

121 氏名

122 氏名

123 氏名

124 氏名

125 氏名

126 氏名

127 氏名

128 氏名

129 氏名

130 氏名

131 氏名

132 氏名

133 氏名

134 氏名

135 氏名

136 氏名

137 氏名

138 氏名

139 氏名

140 氏名

141 氏名

142 氏名

143 氏名

144 氏名

145 氏名

146 氏名

147 氏名

148 氏名

149 氏名

150 氏名

151 氏名

152 氏名

153 氏名

154 氏名

155 氏名

156 氏名

157 氏名

158 氏名

159 氏名

160 氏名

161 氏名

162 氏名

163 氏名

164 氏名

165 氏名

166 氏名

167 氏名

168 氏名

169 氏名

170 氏名

171 氏名

172 氏名

173 氏名

174 氏名

175 氏名

176 氏名

177 氏名

178 氏名

179 氏名

180 氏名

181 氏名

182 氏名

183 氏名

184 氏名

185 氏名

186 氏名

187 氏名

188 氏名

189 氏名

190 氏名

191 氏名

192 氏名

193 氏名

194 氏名

195 氏名

196 氏名

197 氏名

198 氏名

199 氏名

200 氏名

201 氏名

202 氏名

203 氏名

204 氏名

205 氏名

206 氏名

207 氏名

208 氏名

209 氏名

210 氏名

211 氏名

212 氏名

213 氏名

214 氏名

215 氏名

216 氏名

217 氏名

218 氏名

219 氏名

220 氏名

221 氏名

222 氏名

223 氏名

224 氏名

225 氏名

226 氏名

227 氏名

228 氏名

229 氏名

230 氏名

231 氏名

232 氏名

233 氏名

234 氏名

235 氏名

236 氏名

237 氏名

238 氏名

239 氏名

240 氏名

241 氏名

242 氏名

243 氏名

244 氏名

245 氏名

246 氏名

247 氏名

248 氏名

249 氏名

250 氏名

251 氏名

252 氏名

253 氏名

254 氏名

255 氏名

256 氏名

257 氏名

258 氏名

259 氏名

260 氏名

261 氏名

262 氏名

263 氏名

264 氏名

265 氏名

266 氏名

267 氏名

268 氏名

269 氏名

270 氏名

271 氏名

272 氏名

273 氏名

274 氏名

275 氏名

276 氏名

277 氏名

278 氏名

279 氏名

280 氏名

281 氏名

282 氏名

283 氏名

284 氏名

285 氏名

286 氏名

287 氏名

288 氏名

289 氏名

290 氏名

291 氏名

292 氏名

293 氏名

294 氏名

295 氏名

296 氏名

297 氏名

298 氏名

299 氏名

300 氏名

301 氏名

302 氏名

303 氏名

304 氏名

305 氏名

306 氏名

307 氏名

308 氏名

309 氏名

310 氏名

311 氏名

312 氏名

313 氏名

314 氏名

315 氏名

316 氏名

317 氏名

318 氏名

319 氏名

320 氏名

321 氏名

322 氏名

323 氏名

324 氏名

325 氏名

326 氏名

327 氏名

328 氏名

329 氏名

330 氏名

331 氏名

332 氏名

333 氏名

334 氏名

335 氏名

336 氏名

337 氏名

338 氏名

339 氏名

340 氏名

341 氏名

342 氏名

343 氏名

344 氏名

345 氏名

346 氏名

347 氏名

348 氏名

349 氏名

350 氏名

351 氏名

352 氏名

353 氏名

354 氏名

355 氏名

356 氏名

357 氏名

358 氏名

359 氏名

360 氏名

361 氏名

362 氏名

363 氏名

364 氏名

365 氏名

366 氏名

367 氏名

368 氏名

369 氏名

370 氏名

371 氏名

372 氏名

373 氏名

374 氏名

375 氏名

376 氏名

377 氏名

378 氏名

379 氏名

380 氏名

381 氏名

382 氏名

383 氏名

384 氏名

385 氏名

386 氏名

387 氏名

388 氏名

389 氏名

390 氏名

391 氏名

392 氏名

393 氏名

394 氏名

395 氏名

396 氏名

397 氏名

398 氏名

399 氏名

400 氏名

401 氏名

402 氏名

403 氏名

404 氏名

405 氏名

406 氏名

407 氏名

408 氏名

409 氏名

410 氏名

411 氏名

412 氏名

413 氏名

414 氏名

415 氏名

416 氏名

417 氏名

418 氏名

419 氏名

420 氏名

421 氏名

422 氏名

423 氏名

424 氏名

425 氏名

426 氏名

427 氏名

428 氏名

429 氏名

430 氏名

431 氏名

432 氏名

433 氏名

434 氏名

435 氏名

436 氏名

437 氏名

438 氏名

439 氏名

440 氏名

441 氏名

442 氏名

443 氏名

444 氏名

445 氏名

446 氏名

447 氏名

448 氏名

449 氏名

450 氏名

451 氏名

452 氏名

453 氏名

454 氏名

455 氏名

456 氏名

457 氏名

458 氏名

459 氏名

460 氏名

461 氏名

462 氏名

463 氏名

464 氏名

465 氏名

466 氏名

467 氏名

468 氏名

469 氏名

470 氏名

471 氏名

472 氏名

473 氏名

474 氏名

475 氏名

476 氏名

477 氏名

478 氏名

479 氏名

480 氏名

481 氏名

482 氏名

483 氏名

484 氏名

485 氏名

486 氏名

487 氏名

488 氏名

489 氏名

490 氏名

491 氏名

492 氏名

493 氏名

494 氏名

495 氏名

496 氏名

497 氏名

498 氏名

499 氏名

500 氏名

501 氏名

502 氏名

503 氏名

504 氏名

505 氏名

506 氏名

507 氏名

508 氏名

509 氏名

510 氏名

511 氏名

512 氏名

513 氏名

514 氏名

515 氏名

516 氏名

517 氏名

518 氏名

519 氏名

520 氏名

521 氏名

522 氏名

523 氏名

524 氏名

525 氏名

526 氏名

527 氏名

528 氏名

529 氏名

530 氏名

531 氏名

532 氏名

533 氏名

534 氏名

535 氏名

536 氏名

537 氏名

538 氏名

539 氏名

540 氏名

541 氏名

542 氏名

543 氏名

544 氏名

545 氏名

546 氏名

547 氏名

548 氏名

549 氏名

550 氏名

551 氏名

552 氏名

553 氏名

554 氏名

555 氏名

556 氏名

557 氏名

558 氏名

559 氏名

560 氏名

561 氏名

562 氏名

563 氏名

564 氏名

565 氏名

566 氏名

567 氏名

568 氏名

569 氏名

570 氏名

571 氏名

572 氏名

573 氏名

574 氏名

575 氏名

576 氏名

577 氏名

578 氏名

579 氏名

580 氏名

581 氏名

582 氏名

583 氏名

584 氏名

585 氏名

586 氏名

587 氏名

588 氏名

589 氏名

590 氏名

591 氏名

592 氏名

593 氏名

594 氏名

595 氏名

596 氏名

597 氏名

598 氏名

599 氏名

600 氏名

601 氏名

602 氏名

603 氏名

604 氏名

605 氏名

606 氏名

607 氏名

608 氏名

609 氏名

610 氏名

611 氏名

612 氏名

613 氏名

614 氏名

615 氏名

616 氏名

617 氏名

618 氏名

619 氏名

620 氏名

621 氏名

622 氏名

623 氏名

624 氏名

625 氏名

626 氏名

627 氏名

628 氏名

629 氏名

630 氏名

631 氏名

632 氏名

633 氏名

634 氏名

635 氏名

636 氏名

637 氏名

638 氏名

639 氏名

640 氏名

641 氏名

642 氏名

643 氏名

644 氏名

645 氏名

646 氏名

647 氏名

648 氏名

649 氏名

650 氏名

651 氏名

652 氏名

653 氏名

654 氏名

655 氏名

656 氏名

657 氏名

658 氏名

659 氏名

660 氏名

661 氏名

662 氏名

663 氏名

664 氏名

665 氏名

666 氏名

667 氏名

668 氏名

669 氏名

670 氏名

671 氏名

672 氏名

673 氏名

674 氏名

675 氏名

676 氏名

677 氏名

678 氏名

679 氏名

680 氏名

681 氏名

682 氏名

683 氏名

684 氏名

685 氏名

686 氏名

687 氏名

688 氏名

689 氏名

690 氏名

691 氏名

692 氏名

693 氏名

694 氏名

695 氏名

696 氏名

697 氏名

698 氏名

699 氏名

700 氏名

701 氏名

702 氏名

703 氏名

704 氏名

705 氏名

706 氏名

707 氏名

708 氏名

709 氏名

710 氏名

711 氏名

712 氏名

713 氏名

714 氏名

715 氏名

716 氏名

717 氏名

718 氏名

719 氏名

720 氏名

721 氏名

722 氏名

723 氏名

724 氏名

725 氏名

726 氏名

727 氏名

728 氏名

729 氏名

730 氏名

731 氏名

732 氏名

733 氏名

734 氏名

735 氏名

736 氏名

737 氏名

738 氏名

739 氏名

740 氏名

741 氏名

742 氏名

743 氏名

744 氏名

745 氏名

746 氏名

747 氏名

748 氏名

749 氏名

750 氏名

751 氏名

752 氏名

753 氏名

754 氏名

755 氏名

756 氏名

757 氏名

758 氏名

759 氏名

760 氏名

761 氏名

762 氏名

763 氏名

764 氏名

765 氏名

766 氏名

767 氏名

768 氏名

769 氏名

770 氏名

771 氏名

772 氏名

773 氏名

774 氏名

775 氏名

776 氏名

777 氏名

778 氏名

779 氏名

780 氏名

781 氏名

782 氏名

783 氏名

784 氏名

785 氏名

786 氏名

787 氏名

788 氏名

789 氏名

790 氏名

791 氏名

792 氏名

793 氏名

794 氏名

795 氏名

796 氏名

797 氏名

798 氏名

799 氏名

800 氏名

801 氏名

802 氏名

803 氏名

804 氏名

805 氏名

806 氏名

807 氏名

808 氏名

809 氏名

810 氏名

811 氏名

812 氏名

813 氏名

814 氏名

815 氏名

816 氏名

817 氏名

818 氏名

819 氏名

820 氏名

821 氏名

822 氏名

823 氏名

824 氏名

825 氏名

826 氏名

827 氏名

828 氏名

829 氏名

830 氏名

831 氏名

832 氏名

833 氏名

834 氏名

835 氏名

836 氏名

837 氏名

838 氏名

839 氏名

840 氏名

841 氏名

842 氏名

843 氏名

844 氏名

845 氏名

846 氏名

847 氏名

848 氏名

849 氏名

850 氏名

851 氏名

852 氏名

853 氏名

854 氏名

855 氏名

856 氏名

857 氏名

858 氏名

859 氏名

860 氏名

861 氏名

862 氏名

863 氏名

864 氏名

865 氏名

866 氏名

867 氏名

868 氏名

869 氏名

870 氏名

871 氏名

872 氏名

873 氏名

874 氏名

875 氏名

876 氏名

877 氏名

878 氏名

879 氏名

880 氏名

881 氏名

882 氏名

883 氏名

884 氏名

885 氏名

886 氏名

887 氏名

888 氏名

889 氏名

890 氏名

891 氏名

892 氏名

893 氏名

894 氏名

895 氏名

896 氏名

897 氏名

898 氏名

899 氏名

900 氏名

901 氏名

902 氏名

903 氏名

904 氏名

905 氏名

906 氏名

907 氏名

908 氏名

909 氏名

910 氏名

911 氏名

912 氏名

913 氏名

914 氏名

915 氏名

916 氏名

917 氏名

918 氏名

919 氏名

920 氏名

921 氏名

922 氏名

923 氏名

924 氏名

925 氏名

926 氏名

927 氏名

928 氏名

929 氏名

930 氏名

931 氏名

932 氏名

933 氏名

934 氏名

935 氏名

936 氏名

937 氏名

938 氏名

939 氏名

940 氏名

941 氏名

942 氏名

943 氏名

944 氏名

945 氏名

946 氏名

947 氏名

948 氏名

949 氏名

950 氏名

951 氏名

952 氏名

953 氏名

954 氏名

955 氏名

956 氏名

957 氏名

958 氏名

959 氏名

960 氏名

961 氏名

962 氏名

963 氏名

964 氏名

965 氏名

966 氏名

967 氏名

968 氏名

969 氏名

970 氏名

971 氏名

972 氏名

973 氏名

974 氏名

975 氏名

976 氏名

977 氏名

978 氏名

979 氏名

980 氏名

981 氏名

982 氏名

983 氏名

984 氏名

985 氏名

986 氏名

987 氏名

988 氏名

989 氏名

990 氏名

991 氏名

992 氏名

993 氏名

994 氏名

995 氏名

996 氏名

997 氏名

998 氏名

999 氏名

1000 氏名

固定資産税（償却資産）課税標準の特例に係る届出書

令和7年1月12日

記載例

資産の種類の番号を記載
例)

- 1 ← 構築物
- 2 ← 機械及び装置
- 3 ← 船舶
- 4 ← 航空機
- 5 ← 車両及び運搬具
- 6 ← 工具、器具及び備品

(申告者)

〒 311-1592
茨城県鉾田市鉾田1444-1
住所
鉾田株式会社 代表取締役 鉾田 太郎
氏名
0291 - 33 - 2111
電話

H. 平成
R. 令和

税法附則第15条第25項の規定の適用を受ける償却資産について、次のとおり別紙書類を添付して届け出ます。

種類	資産の名称等	取得年月日			取得価額	耐用年数	根拠条文				備考
		年号	年	月			項	地方税法第349条の3第	地方税法附則第	条第	
1	2 太陽光発電設備	R	6	2	12 000 000	17		地方税法第349条の3第	地方税法附則第	15 条第 25 項	
2								地方税法第349条の3第	地方税法附則第	条第 項	
3								地方税法第349条の3第	地方税法附則第	条第 項	
4								地方税法第349条の3第	地方税法附則第	条第 項	
5								地方税法第349条の3第	地方税法附則第	条第 項	

※「〇〇設備一式」などのように、特例対象資産と特例対象外資産をまとめて記載せず、それぞれ区分して記載してください。

※この届出書とともに、通知書や認定書など特例対象資産だと判断できる書類の写しを添付してください。

償却資産申告書・種類別明細書の様式が
鉾田市ホームページからダウンロードできます。

鉾田市ホームページ「償却資産申告のお知らせ」に「償却資産申告書」「種類別明細書」（エクセル形式）等を掲載していますので、必要な方はダウンロードしてくださるようお願いいたします。

ホームページに掲載されている様式で申告される方で控が必要な場合は、2枚印刷していただくか、コピーをお取りくださるようお願いいたします。

鉾田市ホームページ「償却資産申告のお知らせ」

<http://www.city.hokota.lg.jp/page/page000433.html>

ホーム > くらし・手続き > 税金 > 固定資産税 > 償却資産申告のお知らせ

チェックシート

提出前の確認にご活用ください。

	項 目	チェック欄
1	住所・氏名・電話番号は記載されていますか？	
2	個人番号、又は法人番号の記載はありますか？	
3	『種類別明細書（増加・全資産用）』の資産種類・名称等・取得年月・取得価額・耐用年数・増加事由に記載漏れはありませんか？	
4	『種類別明細書（減少資産用）』の資産種類・資産コード・名称等・取得年月・取得価額・耐用年数・減少事由及び区分に記載漏れはありませんか？	
5	摘要欄に修正内容等の記載はありますか？	
6	電算処理方式の場合、全資産の種類別明細書は添付されていますか？	
7	控えのご返送を希望される場合、切手を貼った返信用封筒を同封されていますか？	

申告書を郵送される場合の宛先として、ご利用ください。

〒311-1592

茨城県鉾田市鉾田 1444 番地 1

鉾田市役所総務部

税務課固定資産税係 行